

(仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務委託
プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

犬山市立橋爪子ども未来園及び五郎丸子ども未来園の統合移転に伴う、新子ども未来園建設のための基本設計を行うにあたり、柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱及び本要領に基づき公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名 (仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務

(2) 所在地 犬山市橋爪東一丁目75番地1、他6筆

(3) 敷地面積 計 5,946.0㎡(登記簿上面積)

(4) 施設概要

建築用途 保育所

構造 規定しない(技術的提案による)

概算建築費 653,000千円(造成費含む)

(5) 地域地区等

用途地域 指定なし(市街化調整区域)

建ぺい率 60%

容積率 200%

防火地域 指定なし(建築基準法第22条指定区域)

日影規制 あり(10m超、4時間/2.5時間、測定面4m)

地目及び現況 田

(6) 接道条件 車の出入りについては、周辺道路通行の安全性を確保するため、敷地南側の市道橋爪中線から進入とし、以下の専用付加車線及び敷地内車路を設ける。

①専用付加車線

ア 幅員 : 2.75m(駐車マス面積が500㎡以上の場合は3.5m)以上

イ 長さ : テーパー長10m+滞留長(30m又は計算式: 2×1 分間当たりの平均台数 \times 平均車頭間隔)以上

②敷地内車路

ア 幅員 : 一方通行の場合2.75m(駐車マス面積が500㎡以上の場合は3.5m)以上

イ 出入口 : 入口と出口は別に設けること

(7) その他

上水道 令和4年度工事予定

下水道 令和4年度工事予定

(8) スケジュール

用地測量 令和3年度中に完了予定

| | |
|------|----------------|
| 地質調査 | 令和3年度中に完了予定 |
| 基本設計 | 令和4年2月～令和4年8月 |
| 実施設計 | 令和4年11月～令和5年8月 |
| 造成工事 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 建築工事 | 令和6年2月～令和7年1月 |

(9) 基本方針

別添「(仮称) 犬山市橋爪・五郎丸新子ども未来園整備事業基本計画」を確認すること。

(10) 業務内容

- ① (仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園建築工事基本設計業務
- ② (仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園造成実施設計業務
別紙「設計業務の範囲等」を参照すること。
- ③ 犬山市児童福祉施設等整備検討委員会(新園の整備に関する協議等を行う委員会)への参加(3回程度を予定)
 - ア 配布資料の作成
 - イ 議事録の作成
 - ウ 技術的助言や検討結果の基本設計への反映

(11) 委託料上限額

22,176千円(消費税込)

3 参加資格要件

プロポーザルに参加するには、次に掲げるいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和2年度・3年度の犬山市の入札参加資格を有している建設工事、設計、測量、建設コンサルタント業務の業種登録事業者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次の各号いずれかに該当する者とする。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない

者であること。

(7) 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和2年3月30日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(8) 平成23年4月以降に、定員^{※1}150人以上または延床面積1,500㎡以上の日本国内の認可保育所、認定こども園又は、幼稚園^{※2}の新築または改築に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。

※1 認可定員、利用定員を問わない

※2 幼稚園の場合、当該幼稚園の他に認定こども園又は保育所(定員は問わない)の新築または改築に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。

4 業務実施上の条件

(1) 総括責任者は一級建築士であること。

(2) 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。

(3) 総括責任者及び各分野主任技術者はそれぞれ1名以上であること。

(4) 総括責任者は主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

(5) 業務の全部を再委託しないこと。

(6) 意匠分野を再委託しないこと。

(7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが指名停止期間でないこと。

※「主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

| | 書類名 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|---|------------------------|------|-----|-------------------------------|
| ① | 参加意向申出書 | 様式第1 | 1部 | 令和3年11月5日(金) |
| ② | 提案書 | 様式第5 | 10部 | |
| ③ | 事務所の概要 | 様式A | | |
| ④ | 事務所の同種・類似業務実績 | 様式B | | |
| ⑤ | 総括責任者の経歴等 | 様式C | | |
| ⑥ | 受託した場合の各分野主任技術者の主な業務実績 | 様式D | | |
| ⑦ | 協力事務所の内容等 | 様式E | | |
| ⑧ | 技術提案書 | 様式F | | |
| ⑨ | 見積書 ※消費税込みの金額を記入 | 任意様式 | 1部 | 令和3年11月17日(水) ※様式第1と同時に提出可 |

※提出書類については、犬山市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加意向申出書等の提出

①提出期限：6 実施スケジュール④及び⑥の午後 5 時まで

②提出先：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地(市役所本庁舎 1 階)
犬山市教育部子ども未来課 担当 青山、石井、大洞

③提出方法：持参、宅配便、郵送

宅配便、郵送（提出期限当日までに必着のこと）により参加意向申出書等を受付けした場合は、参加意向申出書の E メールアドレス宛に犬山市より受領確認のメールを送信する。

※宅配便、郵送の場合、提出期限当日までに書類が整っていない場合は、失格とする。

6 実施スケジュール

| | 内容 | 日程 |
|---|------------------------------------|--|
| ① | プロポーザル公募開始 | 令和 3 年 1 0 月 4 日 (月) |
| ② | 質問受付 | 令和 3 年 1 0 月 5 日 (火) から 令和 3 年 1 0 月 8 日 (金) まで |
| ③ | 質問回答 | 令和 3 年 1 0 月 1 2 日 (火) から 令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金) まで |
| ④ | 参加意向申出書等提出期限 | 令和 3 年 1 1 月 5 日 (金) |
| ⑤ | 提案資格確認結果通知 | 令和 3 年 1 1 月中旬 (予定) |
| ⑥ | 技術提案書等提出期限 | 令和 3 年 1 1 月 1 7 日 (水) |
| ⑦ | 一次審査 (審査委員会) | 令和 3 年 1 1 月 2 7 日 (土) |
| ⑧ | 一次審査結果発表 (公表・通知) | 令和 3 年 1 2 月上旬 (予定) |
| ⑨ | 二次審査 (審査委員会) 提案プレゼンテーション及びヒアリング | 令和 3 年 1 2 月 2 5 日 (土) |
| ⑩ | 二次審査結果発表 (公表・通知) | 令和 4 年 1 月中旬 |

※現地見学会は開催しない。

現在の 2 園の見学を希望する場合は、事務局に電話で連絡をすること (1 0 月 1 5 日 (金) までに各提案者原則 1 回)

7 質問及び回答

(1) 質問票の提出 (電子メールのみ受付)

①提出期限：令和 3 年 1 0 月 8 日 (金) 午後 5 時 (必着)

②提出先：犬山市教育部子ども未来課 担当 青山、石井、大洞
E メールアドレス：030300@city.inuyama.lg.jp

③提出方法：質問票 (様式 G) を電子メールで送信

④電子メールを送信した後は、電話にて受信確認を行うこと。

⑤電子メールを送信する際の表題は「(仮称) 犬山市立橋爪・五郎丸新子ども未来園
建築工事基本設計業務委託プロポーザル (事業者名)」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日：令和3年10月12日（火）から令和3年10月15日（金）
- ②回答方法：犬山市ホームページに掲載
- ③回答にあたり全ての質問を公表するが、質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査通過者に対し、次のとおり技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①実施日：令和3年12月25日（土）
- ②開催時間及び開催場所は、別途連絡する。
- ③出席者：説明者は総括責任者及び担当主任技術者2名、計3名以内とする。
- ④ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は別途通知する。
- ⑤ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用することとし、追加資料等の配布は認めない。
- ⑥説明で使用するパソコンについては、提案者で用意すること。（プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。）
- ⑦プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

9 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成29年規則第11号）に基づき審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員は9人。

(2) 審査方法

各審査委員が独立して、評価基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく採点の合計により最上位の者を受注候補者に選定し、受注候補者に次ぐ順位の者を次順位受注候補者に選定する。同点の場合は、業務の実施方針等の合計得点が高いものを上位とする。

(3) 審査

①一次審査（書類審査）

審査委員会において様式Aから様式Fを書類審査し、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング要請者を選定する。

②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査により選定された者を対象に技術提案者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

③提案の数が1である場合は、受注者として適切な者であるかどうかを審査することとし、各員の評価点数の平均値6割以上である場合に優先交渉権者と決定する。

(4) 審査基準

ア 一次審査 100点

| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
|------------|------------------------|-----|
| 1 設計事務所の能力 | 技術者数、主要業務実績数、受賞歴 | 40点 |
| 2 総括責任者の能力 | 資格・経験、主要業務実績数、繁忙度 | 15点 |
| 3 担当チームの能力 | 各分野の主任技術者等の資格・経験、業務実績数 | 15点 |
| 4 業務の実施方針 | 業務の理解度 | 30点 |

イ 二次審査 160点

| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
|------------|--------------------------|-----|
| 1 設計事務所の能力 | 技術者数、主要業務実績数、受賞歴 | 40点 |
| 2 総括責任者の能力 | 資格・経験、主要業務実績数、繁忙度 | 15点 |
| 3 担当チームの能力 | 各分野の主任技術者等の資格・経験、業務実績数 | 15点 |
| 4 業務の実施方針等 | 業務の理解度 | 30点 |
| | 基本計画コンセプト（1）の的確性・独創性・実現性 | 15点 |
| | 基本計画コンセプト（2）の的確性・独創性・実現性 | 15点 |
| | 基本計画コンセプト（3）の的確性・独創性・実現性 | 15点 |
| | 取組意欲・質疑応答 | 10点 |
| 5 総合評価 | 表現力、わかりやすさ | 5点 |

10 審査結果の通知、公表

全ての審査完了後、提案者全てに対し結果を通知する。

また、選定結果を犬山市ホームページで公表する。公表は契約締結後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとする。

なお、非選定者は、犬山市入札契約審査委員会による確認後、書面により非選定理由について説明を求めることができる。

①受注候補者

- ・契約相手が受注候補者の場合は、受注候補者のみ。
- ・受注候補者が契約を行わない等契約相手が次順位受注候補者の場合は、受注候補者及び次順位受注候補者。

②審査結果

- ・提案者名については、受注候補者以外は匿名。

11 その他

- (1) プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、これを遵守すること。

- (2) プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容や審査決定事項について不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 受注候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受注候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 受注候補者が契約締結までの手続き期間中に失格となった場合又は受注候補者との契約に係る協議が不調になった場合は、次順位受注候補者と契約に係る協議を行う。
- (6) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、犬山市が契約書を作成する。
- (7) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ①本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - ②提出書類に虚偽があった場合
 - ③プロポーザル公募開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触をした場合
 - ④見積書の金額が上限額を超える場合

1 2 事務局

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑3 6 番地（市役所本庁舎1階）
犬山市教育部子ども未来課 担当：青山、石井、大洞
電話：0568-44-0324（直通） E-mail：030300@city.inuyama.lg.jp